

議案第 22 号

東広島市重要文化財の指定について

東広島市文化財保護条例（平成 19 年東広島市条例第 9 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定により、東広島市重要文化財に指定することについて、次のとおり提案する。

平成 28 年 4 月 21 日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

1 提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定が妥当との答申を受けた物件について、東広島市重要文化財に指定するため、この議案を提出するものである。

2 指定する文化財

種 類	東広島市重要文化財
名 称	頭崎神社本殿
員 数	1 基
内 容	組合式石祠 一間社入母屋造平入 唐破風付き 観音開き石扉 花崗岩製切石
年 代	江戸時代 安永 2 年（1773年）
所 在 の 場 所	東広島市高屋町貞重661番地
所 有 者 の 住 所	東広島市高屋町貞重661番地
所 有 者	宗教法人 頭崎神社

種 類	東広島市重要文化財
名 称	大槨 3 号遺跡出土品 附、11 号竪穴住居跡出土土器及び鉄器片
員 数	1 点（青銅製品） 附、15 点（弥生土器 6 点、鉄器片 9 点）
内 容	青銅製品（扁平片刃青銅斧） 全長 5.1cm 刃幅 3.4cm 厚さ 0.6cm 重さ 49g

年 代	弥生時代後期前葉
所 在 の 場 所	東広島市河内町中河内651番地7 (東広島市出土文化財管理センター保管)
所 有 者 の 住 所	東広島市西条栄町8番29号
所 有 者	東広島市教育委員会

3 指定する期日

平成28年4月21日

4 根拠規定

東広島市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ要件を満たす文化財を東広島市文化財に指定（一略）又は選定（一略）（一略）することができる。

(1) 東広島市重要文化財（一略） 市内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により指定された重要文化財又は県条例第3条第1項の規定により指定された県重要文化財を除く。）のうち市にとって重要なもの

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(9) 一略

(10) 文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

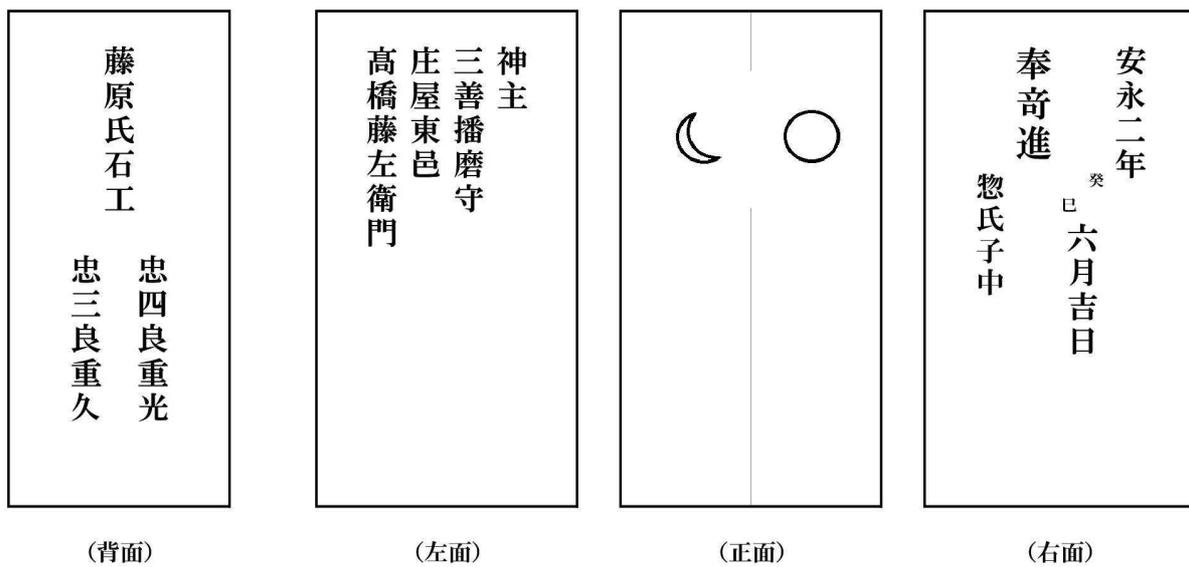
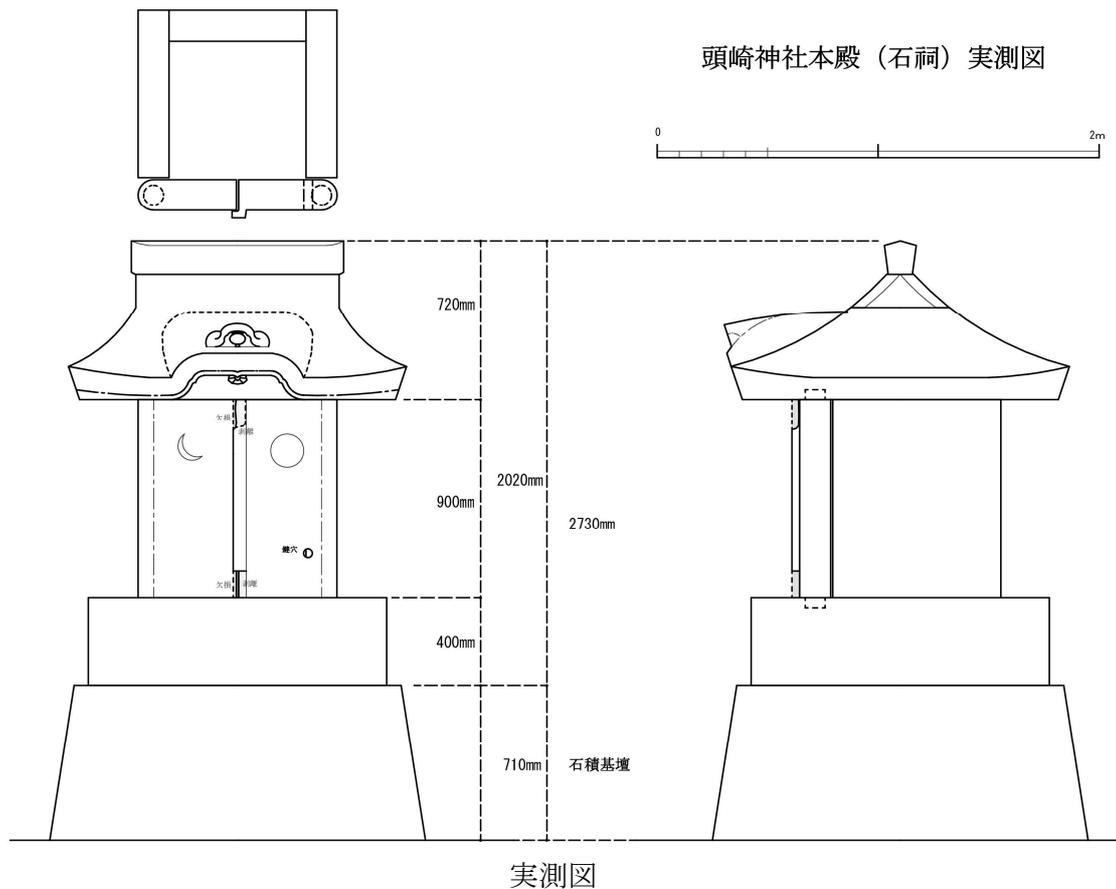
(11)～(12) 一略

東広島市指定調書

- 【 名 称 】 頭崎神社本殿
- 【 種 別 】 建造物
- 【 員 数 】 1 基
- 【 所 在 地 】 東広島市高屋町貞重 6 6 1 番地
- 【 所 有 者 】 宗教法人頭崎神社（代表役員 三善孝昭）
- 【指定年月日】
- 【 内 容 】 石祠 高さ 202 cm
・屋根部：幅 153cm・高 72 cm ・身舎部：幅 90 cm・高さ 90 cm
・基 壇：幅 135 cm・高さ 40 cm
一間社入母屋造平入 組合式石祠 唐破風付 観音開き石扉
花崗岩製切石
- 【 年 代 】 江戸時代 安永 2 年（1773 年）
- 【 解 説 】 頭崎神社は、大永 3 年（1523 年）に平賀興貞が頭崎山に頭崎城を築いた際に勧請したと考えられる神社で、平賀氏系譜の応永 5 年（1525 年）に「大明神」の名称が見える。
現在の本殿は、安永 2 年（1773 年）に造られた一間社入母屋造平入の組合式石祠である。
屋根部は棟以外を 1 枚の花崗岩を削り出して加工し、正面には唐破風を設けている。唐破風中央上部の鬼板には、打出の小槌が陽刻され、懸魚部分には花卉（梅か？）をあしらっている。
身舎部は、奥壁を側壁で挟み込む形で、側壁の前面に観音開きの石扉を設けている。石扉の両端の上下には円柱状の軸が設けられていて、屋根と基壇に設けられた軸受けのほぞ穴により挟み込まれている。石扉は、右側の扉が左側の扉を押さえる形で閉じられ、正面右下には、施錠の為の鍵穴が設けられている。
身舎部の外面には、陰刻で銘が刻まれている。
正面石扉の右側に日輪、左側に月輪が刻まれ、
右側板には、「安永二年 癸巳 六月吉日 奉奇進 惣氏子中」
左側面には、「神主 三善播磨守 庄屋東邑 高橋藤左衛門」
裏面には、「藤原氏石工 忠四良重光 忠三良重久」とある。
忠四郎（良）重光・忠三郎重久は、備後尾道石工で、寛延 4（1751）～安永 7（1778）年までで 10 点の石造物（鳥居・燈籠・水盤・石祠、うち 8 点が高屋町と河内町に存在）が確認されている。
- 【 所 見 】 この頭崎神社本殿は、後世による改変が無く、尾道石工製作の石祠としては、知られる限りで最古・最大の作例として極めて貴重である。東広島市指定文化財として保護、保存することが適当と考えられる。

（作成者：向田 裕始）

【資料】



石祠銘文

【写真】



頭崎神社本殿



頭崎神社本殿（正面）



唐破風（部分）



右側面（斜前から）



右側面（斜後から）



石扉

東 広 島 市 指 定 調 書

【 名 称 】 大槓 3 号遺跡出土品 (附、11 号竪穴住居跡出土土器及び鉄器片)

【 種 別 】 考古資料

【 員 数 】 1 点 (青銅製品)

附：15 点 (弥生土器 6 点、鉄器片 9 点)

【 所 在 地 】 東広島市河内町中河内 651 番地 7

(東広島市出土文化財管理センター保管)

【 所 有 者 】 東広島市教育委員会教育長 下川聖二

【指定年月日】

【 内 容 】 青銅製品 (扁平片刃青銅斧 1 点)

全長 5.1 cm 刃幅 3.4 cm 厚さ 0.6 cm 重量 49 g

附：弥生土器 (壺、甕、鉢、高杯)、鉄器 (細片)

【 年 代 】 弥生時代後期前葉

【 解 説 】 本件は、東広島市西条中央の大槓 3 号遺跡 11 号竪穴住居跡から出土した弥生時代後期前葉の扁平片刃青銅斧である。

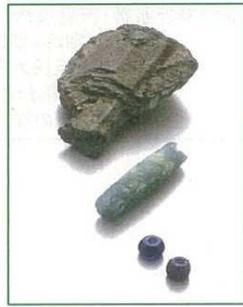
大槓 3 号遺跡は、西条盆地の中央に広がる鏡山・八幡山山系の北麓に位置した弥生時代後期前葉～後葉の集落跡で、竪穴住居跡 14 軒、袋状貯蔵穴 7 基、溝状遺構 2 条などからなる。青銅製品は、扁平片刃石斧を模倣した形で、平面形は逆台形をなし、刃部側の幅が若干広がり、側面はわずかに胴張傾向がうかがえる。刃部も軽く円弧を描き、前主面の鑄は明瞭でなく、内側に弧を描くとともに、縦断面でも刃部は丸みを帯びる。また、横断面は、最厚部の研ぎ落としと側面の面取りによって、青銅器本来の扁平な菱形から扁平な八角形となっている。

なお、この青銅器の原型は中細形銅戈で、その峰部分を転用し、再加工したものと考えられる。

【 所 見 】 鏡山・八幡山の麓には、多くの弥生集落跡が存在するが、青銅製品が出土した遺跡はこの他になく、こうした希少な宝器が入手できるのは、集落間に格差が生じ始めたことを物語っているといえる。先に市重文指定された横田 1 号遺跡出土品 (ガラス製品・青銅製品) と同様に価値が高く貴重である。また、この住居跡から伴出した土器などは、この遺物の時期を示す資料として附指定とすることが望ましい。

(作成者：脇坂光彦)

大槓 3 号遺跡



横田 1 号遺跡出土品
(H27.4市重文指定)



大槓 3 号遺跡出土品
(今回諮問物件の一部)

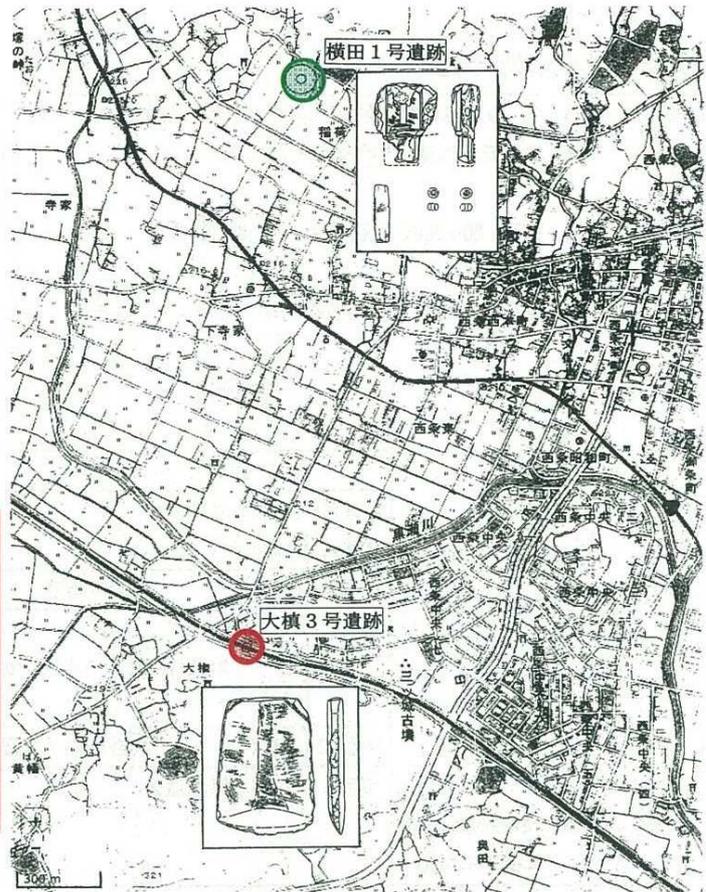
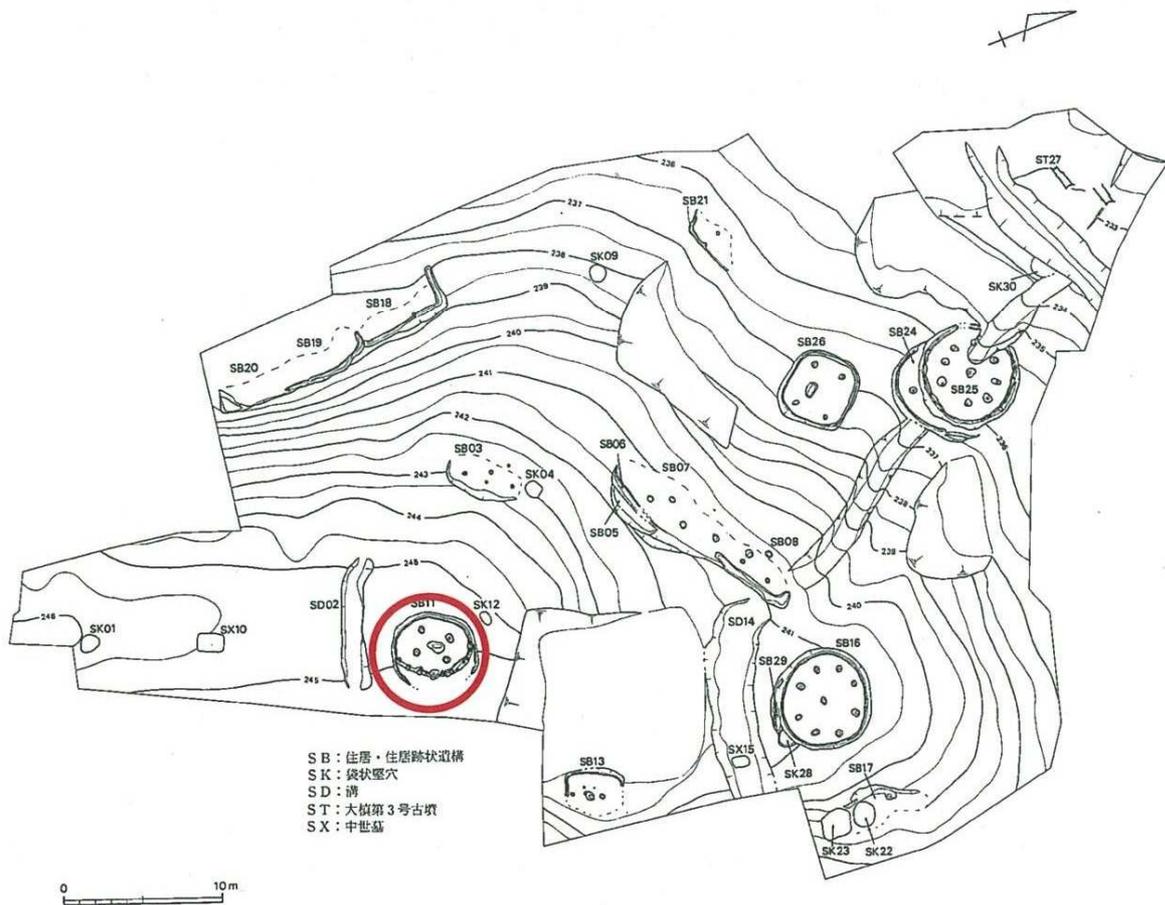
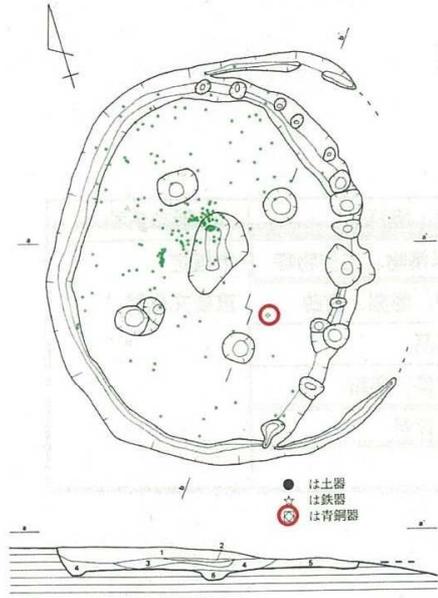


図 5 西条盆地の弥生時代青銅器出土遺跡位置図



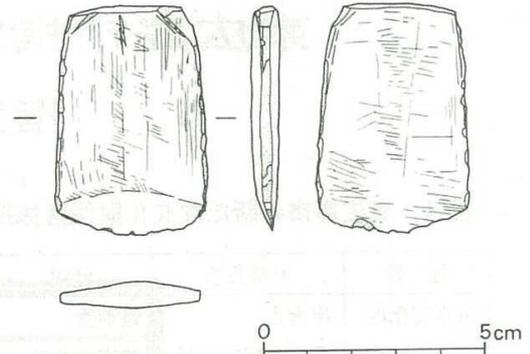
- S B : 住居・住居跡状遺構
- S K : 袋状罅穴
- S D : 溝
- S T : 大槓第 3 号古墳
- S X : 中世墓

第 3 図 大槓 3 号遺跡遺構配置図 (1/300)

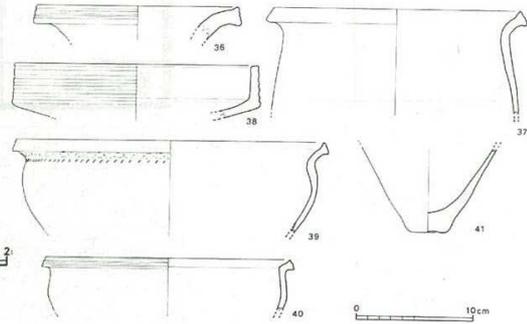


- 1 黄褐色土
- 2 黒褐色土
- 3 暗黄色土
- 4 灰黄色土 (焼土含)
- 5 黄褐色土
- 6 灰黄褐色土 (炭化物混含)

第33図 SB11実測図 (1/60)



第35図 SB11出土青銅器実測図 (3/4)



第34図 SB11出土土器実測図 (1/3)



表 銅斧 裏



鉄片



銅斧及び弥生土器

平成28年3月28日

東広島市教育委員会 様

東広島市文化財保護審議会
会長 脇坂光彦



東広島市文化財の新指定について（答申）

平成28年3月28日付け、東広教文第860号で諮問のこのことについては、指定することが妥当と認めます。

◎諮問物件

	種別	名称	種類	員数	所在地	所有者
1	市重文	頭崎神社本殿	建造物	1基	東広島市高屋町 貞重661番地	宗教法人 頭崎神社
2	市重文	大槓3号遺跡出土品 (附、11号竪穴住居跡 出土土器及び鉄器片)	考古 資料	1点 附、弥生土器6点 鉄器片9点	東広島市河内町 中河内651番地7	東広島市 教育委員会

東広島市教育委員会収受	
東広教文第882号	
28.3.28	
処理期限	月 日
フォルダー名	保存年数